

令和3年度 経営管理実施権配分計画（旧富士川町域）

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項の規定により、経営管理実施権配分計画を定める。

令和3年7月30日

富士市長 小長井 義正

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	配F2	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)								(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地		
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)								(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地		
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
1	富士市岩淵	1881-1	132	と	31	山林	0.0372	スギ	77	林小班の一部	2021. 7. 30	5年 (2027. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
2	富士市岩淵	1890	132	と	48	山林	0.0737	スギ	67						
3	富士市中之郷	4484-25	134	は	26	山林	0.1537	ヒノキ	56						
4	富士市中之郷	4296-36	134	ほ	80	山林	0.0350	スギ、ヒノキ	58	林小班の一部					
5	富士市中之郷	4482-115	134	ほ	12	山林	0.1041	ヒノキ	54	林小班の一部					
6	富士市中之郷	4482-17	134	ほ	38	山林	0.0039	ヒノキ	68						
7	富士市中之郷	4482-18					0.1652								
8	富士市中之郷	4482-142	134	は	48	山林	0.0495	ヒノキ	46	林小班の一部					
9	富士市中之郷	4296-31	134	ほ	80	山林	0.0320	スギ、ヒノキ	58	林小班の一部					
10	富士市中之郷	4482-137	134	ほ	10	山林	0.0727	ヒノキ	36	林小班の一部					

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	富士市 岩淵	1881-1	132	と	31	山林	0.0372	スギ	77	林小班 の一部			F2-02
2	富士市 岩淵	1890	132	と	48	山林	0.0737	スギ	67			F2-02	
3	富士市 中之郷	4484-25	134	は	26	山林	0.1537	ヒノキ	56			F2-03	
4	富士市 中之郷	4296-36	134	ほ	80	山林	0.0350	スギ、ヒノキ	58	林小班 の一部		F2-05	
5	富士市 中之郷	4482-115	134	ほ	12	山林	0.1041	ヒノキ	54	林小班 の一部		F2-05	
6	富士市 中之郷	4482-17	134	ほ	38	山林	0.0039	ヒノキ	68			F2-06	
7	富士市 中之郷	4482-18				山林	0.1652		F2-06				
8	富士市 中之郷	4482-142	134	は	48	山林	0.0495	ヒノキ	46	林小班 の一部		F2-06	
9	富士市 中之郷	4296-31	134	ほ	80	山林	0.0320	スギ、ヒノキ	58	林小班 の一部		F2-07	
10	富士市 中之郷	4482-137	134	ほ	10	山林	0.0727	ヒノキ	36	林小班 の一部		F2-07	

整理 番号	配F2	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地							
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										経営管理実 施権の初期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林 齢						備考
11	富士市 中之郷	4482-141- 007	134	は	79	山林	0.0429	スギ*	57		2021. 7. 30	5 年 (2027. 3. 31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
12	富士市 中之郷	4482-28	134	は	23	山林	0.0561	ヒノキ	65						
13	富士市 中之郷	4482-29	134	は	21	山林	0.0469	ヒノキ	58						
14	富士市 中之郷	4484-22	134	は	20	山林	0.0793	ヒノキ	58						
15	富士市 中之郷	4482-135	134	ほ	11	山林	0.1252	ヒノキ	59	林小班の一部					
16	富士市 中之郷	4296-33	134	ほ	80	山林	0.0409	スギ*, ヒノキ	58	林小班の一部					
17	富士市 中之郷	4482-61	134	ほ	3	山林	0.2228	ヒノキ	39						
18	富士市 中之郷	4482-62	134	ほ	4	山林	0.1325	ヒノキ	59						
19	富士市 中之郷	4482-64				山林	0.0158								
20	富士市 中之郷	4483-28	134	ろ	50	山林	0.0396	ヒノキ	50						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
11	富士市中之郷	4482-141-007	134	は	79	山林	0.0429	スギ	57				F2-07
12	富士市中之郷	4482-28	134	は	23	山林	0.0561	ヒノキ	65				F2-09
13	富士市中之郷	4482-29	134	は	21	山林	0.0469	ヒノキ	58				F2-09
14	富士市中之郷	4484-22	134	は	20	山林	0.0793	ヒノキ	58				F2-09
15	富士市中之郷	4482-135	134	ほ	11	山林	0.1252	ヒノキ	59	林小班の一部			F2-09
16	富士市中之郷	4296-33	134	ほ	80	山林	0.0409	スギ、ヒノキ	58	林小班の一部			F2-12
17	富士市中之郷	4482-61	134	ほ	3	山林	0.2228	ヒノキ	39				F2-13
18	富士市中之郷	4482-62	134	ほ	4	山林	0.1325	ヒノキ	59				F2-13
19	富士市中之郷	4482-64				山林	0.0158						F2-13
20	富士市中之郷	4483-28	134	ろ	50	山林	0.0396	ヒノキ	50				F2-13

整理番号	配F2	経営管理実施権の設定を受ける者		(名称)							(所在地)			
		(丙)	(乙)	株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元							静岡県富士宮市原942番地			
		経営管理実施権を設定する市町村		(名称)							(住所又は所在地)			
		富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地										
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢					
21	富士市中之郷	4483-30	134	ろ	48	山林	0.0876	ヒノキ	56		2021. 7. 30	5年 (2027. 3. 31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
22	富士市中之郷	4484-2				山林	0.0325							
23	富士市岩淵	1859	132	と	26	山林	0.2469	スギ	72					
24	富士市岩淵	1857-1-001	132	と	28	山林	0.0429	ヒノキ	65					
25	富士市中之郷	4306-1	134	ほ	92	山林	0.2733	広葉樹, スギ, ヒノキ	66					
26	富士市中之郷	4306-2	134	ほ	93	山林	0.0578	広葉樹, スギ, ヒノキ	66					
27	富士市中之郷	4306-3				山林	0.0244							
28	富士市中之郷	4306-4				山林	0.0138							
29	富士市中之郷	4296-10	134	ほ	70	山林	0.0378	スギ	58	林小班の一部				
30	富士市中之郷	4296-127				山林	0.0044							

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		
21	富士市中之郷	4483-30	134	ろ	48	山林	0.0876	ヒノキ	56				F2-13	
22	富士市中之郷	4484-2				山林	0.0325							F2-13
23	富士市岩淵	1859	132	と	26	山林	0.2469	スギ*	72					F2-13
24	富士市岩淵	1857-1-001	132	と	28	山林	0.0429	ヒノキ	65					F2-13
25	富士市中之郷	4306-1	134	ほ	92	山林	0.2733	広葉樹, スギ*,ヒノキ	66					F2-14
26	富士市中之郷	4306-2	134	ほ	93	山林	0.0578	広葉樹, スギ*,ヒノキ	66					F2-14
27	富士市中之郷	4306-3				山林	0.0244							F2-14
28	富士市中之郷	4306-4				山林	0.0138							F2-14
29	富士市中之郷	4296-10	134	ほ	70	山林	0.0378	スギ*	58	林小班の一部				F2-15
30	富士市中之郷	4296-127				山林	0.0044							F2-15

整理 番号	配F2	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地							
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢						備考
31	富士市 中之郷	4482-141- 012	134	は	71	山林	0.0429	広葉樹, スギ, ヒノキ	52		2021. 7. 30	5 年 (2027. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林 作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病虫害及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回 以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、溪畔林に おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助 金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費 の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合 計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担すること とし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速 やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額か ら木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険 料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金 額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先し て実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所について は、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を 勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先し て実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の 算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助 金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費 の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合 計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担すること とし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速 やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務 及び木材販売業 務が完了し、取 支結果が確定 後、速やかに行 う。 2. 相手方及び方 法 ・丙から甲にD を支払うことと し、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し により行う。
32	富士市 中之郷	4296-83	134	へ	57	山林	0.0207	広葉樹, スギ, ヒノキ	58	林小班 の一部					
33	富士市 中之郷	4296-84				山林	0.0121								
34	富士市 中之郷	4296-117				山林	0.0014								
35	富士市 中之郷	4482-105	134	ほ	17	山林	0.0942	スギ, ヒノキ	65						
36	富士市 中之郷	4482-37	134	は	42	山林	0.0033	ヒノキ	56						
37	富士市 中之郷	4482-76	134	ほ	54	山林	0.0975	ヒノキ	60						
38	富士市 中之郷	4482-111	134	ほ	21	山林	0.0254	広葉樹, スギ, ヒノキ	53						
39	富士市 中之郷	4482-188	134	ほ	22	山林	0.0289	広葉樹, スギ, ヒノキ	53						
40	富士市 中之郷	4484-28	134	は	29	山林	0.0476	スギ, ヒノキ	61						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
31	富士市中之郷	4482-141-012	134	は	71	山林	0.0429	広葉樹, スギ, ヒノキ	52				F2-16
32	富士市中之郷	4296-83	134	へ	57	山林	0.0207	広葉樹, スギ, ヒノキ	58	林小班の一部			F2-17
33	富士市中之郷	4296-84				山林	0.0121			F2-17			
34	富士市中之郷	4296-117				山林	0.0014			F2-17			
35	富士市中之郷	4482-105				134	ほ	17	山林	0.0942	スギ, ヒノキ	65	
36	富士市中之郷	4482-37	134	は	42	山林	0.0033	ヒノキ	56				F2-18
37	富士市中之郷	4482-76	134	ほ	54	山林	0.0975	ヒノキ	60				F2-18
38	富士市中之郷	4482-111	134	ほ	21	山林	0.0254	広葉樹, スギ, ヒノキ	53				F2-18
39	富士市中之郷	4482-188	134	ほ	22	山林	0.0289	広葉樹, スギ, ヒノキ	53				F2-18
40	富士市中之郷	4484-28	134	は	29	山林	0.0476	スギ, ヒノキ	61				F2-18

整理番号	配F2	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地							
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										経営管理実施権の 初期	経営管理実施権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林 齢						備考
41	富士市中之郷	4484-29				山林	0.0003				2021. 7. 30	5年 (2027. 3. 31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
42	富士市中之郷	4482-141-013	134	は	82	山林	0.0456	ヒ/キ	63						
43	富士市中之郷	4483-23	134	ろ	61	山林	0.1464	ヒ/キ	65						
44	富士市中之郷	4484-6	134	は	9	山林	0.0376	ヒ/キ	62						
45	富士市中之郷	4296-60	134	へ	59	山林	0.0433	ス/キ, ヒ/キ	58	林小班の一部					
46	富士市中之郷	4482-129	134	ほ	15	山林	0.2714	ス/キ, ヒ/キ	65						
47	富士市中之郷	4482-131	134	ほ	10	山林	0.0571	ス/キ, ヒ/キ	36	林小班の一部					
48	富士市中之郷	4296-56	134	へ	59	山林	0.0793	ヒ/キ	67						
49	富士市中之郷	4299	134	ほ	64	山林	0.0244	ヒ/キ	60						
50	富士市中之郷	4482-118	134	ほ	12	山林	0.0895	ヒ/キ	54						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
41	富士市中之郷	4484-29				山林	0.0003						F2-18
42	富士市中之郷	4482-141-013	134	は	82	山林	0.0456	ヒノキ	63				F2-18
43	富士市中之郷	4483-23	134	ろ	61	山林	0.1464	ヒノキ	65				F2-20
44	富士市中之郷	4484-6	134	は	9	山林	0.0376	ヒノキ	62				F2-20
45	富士市中之郷	4296-60	134	へ	59	山林	0.0433	スギ、ヒノキ	58	林小班の一部			F2-21
46	富士市中之郷	4482-129	134	ほ	15	山林	0.2714	スギ、ヒノキ	65				F2-21
47	富士市中之郷	4482-131	134	ほ	10	山林	0.0571	スギ、ヒノキ	36	林小班の一部			F2-21
48	富士市中之郷	4296-56	134	へ	59	山林	0.0793	ヒノキ	67				F2-22
49	富士市中之郷	4299	134	ほ	64	山林	0.0244	ヒノキ	60				F2-22
50	富士市中之郷	4482-118	134	ほ	12	山林	0.0895	ヒノキ	54				F2-22

整理 番号	配F2	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元					(所在地) 静岡県富士宮市原942番地					
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正					(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地					
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林 齢						備考
51			134	ほ	8			ヒ/キ	63		2021. 7. 30	5 年 (2027. 3. 31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
52	富士市中之郷	4482-138	134	ほ	11	山林	0.0380	ヒ/キ	59						
53	富士市中之郷	4482-139	134	ほ	10	山林	0.0469	ヒ/キ	54						
54	富士市中之郷	4482-74	134	ほ	55	山林	0.1206	ヒ/キ	62						
55	富士市中之郷	4296-54	134	へ	59	山林	0.0568	スギ, ヒ/キ	58						
56	富士市中之郷	4482-81	134	ほ	26	山林	0.0996	広葉樹, スギ, ヒ/キ	53						
57	富士市中之郷	4482-13	134	ほ	39	山林	0.1490	ヒ/キ	55						
58	富士市中之郷	4482-46	134	は	47	山林	0.0849	ヒ/キ	46						
59	富士市中之郷	4482-71	134	ほ	51	山林	0.0915	ヒ/キ	47						
60	富士市中之郷	4482-102	134	ほ	19	山林	0.0323	スギ, ヒ/キ	57	林小班の一部					

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
51			134	ほ	8			ヒノキ	63				F2-22
52	富士市中之郷	4482-138	134	ほ	11	山林	0.0380	ヒノキ	59				F2-22
53	富士市中之郷	4482-139	134	ほ	10	山林	0.0469	ヒノキ	54				F2-22
54	富士市中之郷	4482-74	134	ほ	55	山林	0.1206	ヒノキ	62				F2-23
55	富士市中之郷	4296-54	134	へ	59	山林	0.0568	スギ [*] , ヒノキ	58				F2-24
56	富士市中之郷	4482-81	134	ほ	26	山林	0.0996	広葉樹, スギ [*] , ヒノキ	53				F2-24
57	富士市中之郷	4482-13	134	ほ	39	山林	0.1490	ヒノキ	55				F2-25
58	富士市中之郷	4482-46	134	は	47	山林	0.0849	ヒノキ	46				F2-25
59	富士市中之郷	4482-71	134	ほ	51	山林	0.0915	ヒノキ	47				F2-25
60	富士市中之郷	4482-102	134	ほ	19	山林	0.0323	スギ [*] , ヒノキ	57	林小班の一部			F2-26

整理番号	配F2	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地						
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地						
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢					
61	富士市中之郷	4482-103				山林	0.0023				2021.7.20	5.7年 (2027.3.31)	<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。</p>
62	富士市中之郷	4482-141-002010	134	は	80	山林	0.0875	スギ, ヒノキ	56		2021.7.30	5年 (2027.3.31)		
63	富士市中之郷	4483-21	134	は	10	山林	0.1656	ヒノキ	63					
64	富士市中之郷	4484-4	134	ろ	59	山林	0.0971	ヒノキ	60					
65	富士市岩淵	1857-1-017	132	と	24	山林	0.3349	スギ, ヒノキ	53					
66	富士市岩淵	1857-1-018	132	と	25	山林	0.6739	スギ, ヒノキ	62					
67	富士市岩淵	1880	132	と	35	山林	0.2961	ヒノキ	61					
68	富士市中之郷	4484-10	134	は	12	山林	0.1428	ヒノキ	62					
69	富士市岩淵	1885-2	132	と	31	山林	0.2692	広葉樹, スギ, ヒノキ	61	林小班の一部				
70	富士市岩淵	1891-1				山林	0.2000							

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										（A）の森林所有者（甲）		備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地		氏名又は名称
61	富士市中之郷	4482-103				山林	0.0023						F2-26
62	富士市中之郷	4482-141-002010	134	は	80	山林	0.0875	スギ、ヒノキ	56				F2-26
63	富士市中之郷	4483-21	134	は	10	山林	0.1656	ヒノキ	63				F2-27
64	富士市中之郷	4484-4	134	ろ	59	山林	0.0971	ヒノキ	60				F2-27
65	富士市岩淵	1857-1-017	132	と	24	山林	0.3349	スギ、ヒノキ	53				F2-28
66	富士市岩淵	1857-1-018	132	と	25	山林	0.6739	スギ、ヒノキ	62				F2-28
67	富士市岩淵	1880	132	と	35	山林	0.2961	ヒノキ	61				F2-29
68	富士市中之郷	4484-10	134	は	12	山林	0.1428	ヒノキ	62				F2-31
69	富士市岩淵	1885-2	132	と	31	山林	0.2692	広葉樹、スギ、ヒノキ	61	林小班の一部			F2-32
70	富士市岩淵	1891-1				山林	0.2000						F2-32

整理番号	配F2	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)				(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元				(所在地) 静岡県富士宮市原942番地					
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)				(名称) 富士市長 小長井 義正				(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地					
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢						備考
71	富士市中之郷	4296-43	134	ほ	78	山林	0.0289	スギ,ヒノキ	61	林小班の一部	2021.7.30	5年 (2027.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
72	富士市中之郷	4296-44	134	ほ	79	山林	0.0449	スギ,ヒノキ,広葉樹	61	林小班の一部					
73	富士市中之郷	4483-22	134	ろ	60	山林	0.1325	ヒノキ	65						
74	富士市中之郷	4484-5				山林	0.0522								
75	富士市中之郷	4482-65	134	ほ	6	山林	0.2456	広葉樹	63						
76	富士市中之郷	4482-87	134	ほ	23	山林	0.0776	ヒノキ	65						
77	富士市中之郷	4482-183				山林	0.0199								
78	富士市中之郷	4482-185				山林	0.0053								
79	富士市中之郷	4482-34	134	は	45	山林	0.1781	ヒノキ	62						
80	富士市中之郷	4484-13	134	は	7	山林	0.3586	ヒノキ	65						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
71	富士市中之郷	4296-43	134	ほ	78	山林	0.0289	スギ、ヒノキ	61	林小班の一部			F2-33
72	富士市中之郷	4296-44	134	ほ	79	山林	0.0449	スギ、ヒノキ、広葉樹	61	林小班の一部			F2-33
73	富士市中之郷	4483-22	134	ろ	60	山林	0.1325	ヒノキ	65				F2-34
74	富士市中之郷	4484-5				山林	0.0522			F2-34			
75	富士市中之郷	4482-65	134	ほ	6	山林	0.2456	広葉樹	63				F2-35
76	富士市中之郷	4482-87	134	ほ	23	山林	0.0776	ヒノキ	65				F2-35
77	富士市中之郷	4482-183				山林	0.0199		F2-35				
78	富士市中之郷	4482-185				山林	0.0053		F2-35				
79	富士市中之郷	4482-34	134	は	45	山林	0.1781	ヒノキ	62				F2-37
80	富士市中之郷	4484-13	134	は	7	山林	0.3586	ヒノキ	65				F2-37

整理番号	配F2	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地							
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢						備考
81	富士市中之郷	4482-141-002017	134	は	62	山林	0.1400	スギ,ヒノキ	55		2021.7.30	5年 (2027.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
82	富士市中之郷	4484-48-006	134	は	55	山林	0.0600	ヒノキ	57	林小班の一部					
83	富士市中之郷	4296-64	134	へ	58	山林	0.0545	ヒノキ	41	林小班の一部					
84	富士市中之郷	4482-85	134	ほ	24	山林	0.0398	ヒノキ	68	林小班の一部					
85	富士市中之郷	4482-173					0.0155								
86	富士市中之郷	4482-175					0.0092								
87	富士市中之郷	4482-30					0.0029								
88	富士市中之郷	4482-31	0.0664												
89	富士市中之郷	4484-23	0.0829												
90	富士市中之郷	4484-32	0.1239												

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
81	富士市中之郷	4482-141-002017	134	は	62	山林	0.1400	スギ、ヒノキ	55				F2-37
82	富士市中之郷	4484-48-006	134	は	55	山林	0.0600	ヒノキ	57	林小班の一部			F2-37
83	富士市中之郷	4296-64	134	へ	58	山林	0.0545	ヒノキ	41	林小班の一部			F2-38
84	富士市中之郷	4482-85	134	ほ	24	山林	0.0398	ヒノキ	68	林小班の一部			F2-38
85	富士市中之郷	4482-173				山林	0.0155					F2-38	
86	富士市中之郷	4482-175				山林	0.0092					F2-38	
87	富士市中之郷	4482-30				134	は	38			山林	0.0029	ヒノキ
88	富士市中之郷	4482-31	134	は	40	山林	0.0664	ヒノキ	63			F2-39	
89	富士市中之郷	4484-23	134	は	24	山林	0.0829	ヒノキ	63			F2-39	
90	富士市中之郷	4484-32				山林	0.1239						F2-39

整理 番号	配F2	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地							
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢						備考
91	富士市 中之郷	4482-25	134	は	18	山林	0.1381	ヒノキ	56		2021. 7. 30	5 年 (2027. 3. 31)	<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。</p>
92	富士市 中之郷	4482-80	134	ほ	29	山林	0.0348	広葉樹, スギ, ヒノキ	56						
93	富士市 中之郷	4482-180				山林	0.0370								
94	富士市 中之郷	4482-181				山林	0.0123								
95	富士市 中之郷	4296-30	134	ほ	80	山林	0.0366	スギ, ヒノキ	59	林小班 の一部					
96	富士市 中之郷	4484-48- 001	134	は	53	山林	0.0600	ヒノキ	57						
97	富士市 中之郷	4296-53	134	ほ	78	山林	0.0429	スギ, ヒノキ	68	林小班 の一部					
98	富士市 中之郷	4296-17	134	ほ	67	山林	0.0323	ヒノキ	83	林小班 の一部					
99	富士市 中之郷	4296-136				山林	0.0016								
100	富士市 中之郷	4296-65	134	へ	58	山林	0.0396	ヒノキ	41	林小班 の一部					

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
91	富士市中之郷	4482-25	134	は	18	山林	0.1381	ヒノキ	56				F2-40
92	富士市中之郷	4482-80	134	ほ	29	山林	0.0348	広葉樹, スギ, ヒノキ	56				F2-40
93	富士市中之郷	4482-180				山林	0.0370				F2-40		
94	富士市中之郷	4482-181				山林	0.0123				F2-40		
95	富士市中之郷	4296-30				134	ほ	80		山林	0.0366	スギ, ヒノキ	59
96	富士市中之郷	4484-48-001	134	は	53	山林	0.0600	ヒノキ	57				F2-42
97	富士市中之郷	4296-53	134	ほ	78	山林	0.0429	スギ, ヒノキ	68	林小班の一部			F2-43
98	富士市中之郷	4296-17	134	ほ	67	山林	0.0323	ヒノキ	83	林小班の一部			F2-44
99	富士市中之郷	4296-136				山林	0.0016					F2-44	
100	富士市中之郷	4296-65	134	へ	58	山林	0.0396	ヒノキ	41	林小班の一部			F2-45

整理番号	配F2	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地						
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地						
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢					
101	富士市中之郷	4484-26	134	は	28	山林	0.2350	ヒノキ	61		2021.7.30	5年 (2027.3.31)	<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。</p>
102	富士市中之郷	4484-27	134	は	27	山林	0.1345	ヒノキ	56					
103	富士市中之郷	4482-141-017	134	は	60	山林	0.2400	スギ、ヒノキ	55	林小班の一部				
104	富士市中之郷	4482-141-018	134	は	69	山林	0.0600	スギ、ヒノキ	53	林小班の一部				
105	富士市中之郷	4482-141-019	134	は	58	山林	0.0500	スギ、ヒノキ	41					
106	富士市中之郷	4482-141-020	134	は	63	山林	0.1200	スギ、ヒノキ	53	林小班の一部				
107	富士市中之郷	4256	134	ほ	85	山林	0.0568	スギ、ヒノキ	70	林小班の一部				
108	富士市中之郷	4483-24	134	ろ	62	山林	0.3335	ヒノキ	67					
109	富士市中之郷	4484-7				山林	0.0247							
110	富士市中之郷	4484-31	134	は	31	山林	0.1824	ヒノキ	63					

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
101	富士市中之郷	4484-26	134	は	28	山林	0.2350	ヒノキ	61				F2-46
102	富士市中之郷	4484-27	134	は	27	山林	0.1345	ヒノキ	56				F2-46
103	富士市中之郷	4482-141-017	134	は	60	山林	0.2400	スギ*,ヒノキ	55	林小班の一部			F2-46
104	富士市中之郷	4482-141-018	134	は	69	山林	0.0600	スギ*,ヒノキ	53	林小班の一部			F2-46
105	富士市中之郷	4482-141-019	134	は	58	山林	0.0500	スギ*,ヒノキ	41				F2-46
106	富士市中之郷	4482-141-020	134	は	63	山林	0.1200	スギ*,ヒノキ	53	林小班の一部			F2-46
107	富士市中之郷	4256	134	ほ	85	山林	0.0568	スギ*,ヒノキ	70	林小班の一部			F2-47
108	富士市中之郷	4483-24	134	ろ	62	山林	0.3335	ヒノキ	67				F2-47
109	富士市中之郷	4484-7				山林	0.0247						F2-47
110	富士市中之郷	4484-31	134	は	31	山林	0.1824	ヒノキ	63				F2-47

整理 番号	配F2	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元					(所在地) 静岡県富士宮市原942番地					
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正					(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地					
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										経営管理実 施権の初期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢						備考
111	富士市 中之郷	4472	134	ほ	95	山林	0.3352	広葉樹, スギ, ヒノキ	59		2021. 7. 30	5 年 (2027. 3. 31)	<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。</p>
112	富士市 中之郷	4472	134	ほ	47	山林	0.3352	広葉樹, スギ, ヒノキ	83						
113	富士市 中之郷	4473-2				山林	0.0247								
114	富士市 中之郷	4476				山林	0.0469								
115	富士市 中之郷	4478	134	ほ	49	山林	0.0773	広葉樹	63						
116	富士市 中之郷	4483-25	134	ろ	66	山林	0.0628	ヒノキ	59						
117	富士市 中之郷	4483-27	134	ろ	64	山林	0.1213	ヒノキ	59						
118	富士市 中之郷	4482-21	134	ほ	34	山林	0.2320	広葉樹	66						
119	富士市 中之郷	4482-22				山林	0.0297								
120	富士市 中之郷	4484-18	134	は	2	山林	0.2495	スギ, ヒノキ	60						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
111	富士市中之郷	4472	134	ほ	95	山林	0.3352	広葉樹, スギ, ヒノキ	59				F2-48
112	富士市中之郷	4472	134	ほ	47	山林	0.3352	広葉樹, スギ, ヒノキ	83			F2-48	
113	富士市中之郷	4473-2				山林	0.0247					F2-48	
114	富士市中之郷	4476				山林	0.0469					F2-48	
115	富士市中之郷	4478	134	ほ	49	山林	0.0773	広葉樹	63			F2-49	
116	富士市中之郷	4483-25	134	ろ	66	山林	0.0628	ヒノキ	59			F2-49	
117	富士市中之郷	4483-27	134	ろ	64	山林	0.1213	ヒノキ	59			F2-49	
118	富士市中之郷	4482-21	134	ほ	34	山林	0.2320	広葉樹	66			F2-50	
119	富士市中之郷	4482-22				山林	0.0297					F2-50	
120	富士市中之郷	4484-18	134	は	2	山林	0.2495	スギ, ヒノキ	60			F2-53	

整理 番号	配F2	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元					(所在地) 静岡県富士宮市原942番地					
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正					(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地					
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林 齢						備考
121	富士市 中之郷	4484-38	134	は	32	山林	0.0201	ヒ/キ	60	林小班 の一部	2021. 7. 30	5年 (2027. 3. 31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
122	富士市 中之郷	4484-39				山林	0.0545								
123	富士市 岩淵	1878	132	と	34-1	山林	0.1474	ヒ/キ	61						
124	富士市 中之郷	4482-14	134	ほ	46	山林	0.1543	ヒ/キ	72						
125	富士市 中之郷	4482-23	134	ほ	37	山林	0.1633	ヒ/キ	73						
126	富士市 中之郷	4484-36	134	は	34	山林	0.1418	ヒ/キ	63						
127	富士市 中之郷	4482-33	134	は	46	山林	0.2552	ヒ/キ	46						
128	富士市 中之郷	4468	134	ほ	45	山林	0.0148	広葉樹, スギ, ヒノキ	73						
129	富士市 中之郷	4469	134	ほ	39	山林	0.0357	広葉樹, スギ, ヒノキ	73						
130	富士市 中之郷	4470				山林	0.0201								

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		
121	富士市中之郷	4484-38	134	は	32	山林	0.0201	ヒノキ	60	林小班の一部			F2-55	
122	富士市中之郷	4484-39				山林	0.0545							F2-55
123	富士市岩淵	1878	132	と	34-1	山林	0.1474	ヒノキ	61					F2-57
124	富士市中之郷	4482-14	134	ほ	46	山林	0.1543	ヒノキ	72					F2-58
125	富士市中之郷	4482-23	134	ほ	37	山林	0.1633	ヒノキ	73					F2-58
126	富士市中之郷	4484-36	134	は	34	山林	0.1418	ヒノキ	63					F2-58
127	富士市中之郷	4482-33	134	は	46	山林	0.2552	ヒノキ	46					F2-59
128	富士市中之郷	4468	134	ほ	45	山林	0.0148	広葉樹, スギ, ヒノキ	73					F2-59
129	富士市中之郷	4469	134	ほ	39	山林	0.0357	広葉樹, スギ, ヒノキ	73					F2-59
130	富士市中之郷	4470				山林	0.0201							F2-59

整理 番号	配F2	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)		(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)		(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林 齢					
131	富士市 中之郷	4482-15				山林	0.0168				2021. 7. 30	5 年 (2027. 3. 31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
132	富士市 中之郷	4482-16				山林	0.0056							
133	富士市 中之郷	4448-1	134	ほ	41	山林	0.0069	スギ、ヒノキ	56					
134	富士市 中之郷	4448-2	134	ろ	47	畑	0.0267	スギ、ヒノキ	50					
135	富士市 中之郷	4449-1	134	ろ	49	山林	0.0010	スギ、ヒノキ	56					
136	富士市 中之郷	4449-2				畑	0.0142							
137	富士市 中之郷	4482-7				山林	0.1705							
138	富士市 中之郷	4482-8				山林	0.0082							
139	富士市 中之郷	4483-29				山林	0.2575							
140	富士市 中之郷	4483-31				山林	0.0085							

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
131	富士市中之郷	4482-15				山林	0.0168						F2-59
132	富士市中之郷	4482-16				山林	0.0056						F2-59
133	富士市中之郷	4448-1	134	ほ	41	山林	0.0069	スギ、ヒノキ	56				F2-59
134	富士市中之郷	4448-2	134	ろ	47	畑	0.0267	スギ、ヒノキ	50				F2-59
135	富士市中之郷	4449-1	134	ろ	49	山林	0.0010	スギ、ヒノキ	56				F2-59
136	富士市中之郷	4449-2				畑	0.0142						F2-59
137	富士市中之郷	4482-7				山林	0.1705						F2-59
138	富士市中之郷	4482-8				山林	0.0082						F2-59
139	富士市中之郷	4483-29				山林	0.2575						F2-59
140	富士市中之郷	4483-31				山林	0.0085						F2-59

整理 番号	配F2	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地							
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										経営管理実 施権の初期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林 齢						備考
141	富士市 中之郷	4484-1				山林	0.0463				2021. 7. 30	5 年 (2027. 3. 31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
142	富士市 中之郷	4258	134	ほ	82	山林	0.1834	ヒ/キ	63						
143	富士市 中之郷	4296-37				山林	0.0409								
144	富士市 中之郷	4482-141-025	134	は	75	山林	0.1949	スギ、ヒ/キ	56						
145			134	は	76			スギ、ヒ/キ	34						
146	富士市 中之郷	4300-1	134	ほ	63	山林	0.0341	スギ、ヒ/キ	63						
147	富士市 中之郷	4482-128				山林	0.0080								
148	富士市 中之郷	4462	134	ほ	44	山林	0.0452	スギ、ヒ/キ	56						
149	富士市 中之郷	4464				山林	0.0185								
150	富士市 中之郷	4482-1				山林	0.1914								

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											(A) の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
141	富士市中之郷	4484-1				山林	0.0463						F2-59
142	富士市中之郷	4258	134	ほ	82	山林	0.1834	ヒノキ	63				F2-60
143	富士市中之郷	4296-37				山林	0.0409						F2-60
144	富士市中之郷	4482-141-025	134	は	75	山林	0.1949	スギ*, ヒノキ	56				F2-60
145			134	は	76			スギ*, ヒノキ	34				F2-60
146	富士市中之郷	4300-1	134	ほ	63	山林	0.0341	スギ*, ヒノキ	63				F2-61
147	富士市中之郷	4482-128				山林	0.0080						F2-61
148	富士市中之郷	4462	134	ほ	44	山林	0.0452	スギ*, ヒノキ	56				F2-62
149	富士市中之郷	4464				山林	0.0185						F2-62
150	富士市中之郷	4482-1				山林	0.1914						F2-62

整理 番号	配F2	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)		(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元		(所在地) 静岡県富士宮市原942番地								
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)		(名称) 富士市長 小長井 義正		(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地								
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)								経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法		
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)						現況 樹種	現 況 林 齢
151	富士市 中之郷	4482-9				山林	0.0195				2021. 7. 30	5 年 (2027. 3. 31)	<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。</p>
152	富士市 中之郷	4482-12	134	ほ	40	山林	0.1705	スギ、ヒノキ	56					
153	富士市 中之郷	4482-32	134	は	39	山林	0.0317	スギ、ヒノキ	56					
154	富士市 中之郷	4484-24	134	は	25	山林	0.1335	スギ、ヒノキ	56					
155	富士市 中之郷	4482-26	134	は	19	山林	0.1236	ヒノキ	56					
156	富士市 中之郷	4482-27				山林	0.0195							
157	富士市 中之郷	4484-21				山林	0.0320							
158	富士市 中之郷	4482-141-026	134	は	57	山林	0.0800	ヒノキ	57					
159	富士市 中之郷	4296-63	134	へ	59	山林	0.0869	広葉樹、スギ、ヒノキ	67					
160	富士市 中之郷	4482-75	134	ほ	53	山林	0.0727	スギ、ヒノキ	69					

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
151	富士市中之郷	4482-9				山林	0.0195						F2-62
152	富士市中之郷	4482-12	134	ほ	40	山林	0.1705	スギ, ヒノキ	56				F2-62
153	富士市中之郷	4482-32	134	は	39	山林	0.0317	スギ, ヒノキ	56				F2-62
154	富士市中之郷	4484-24	134	は	25	山林	0.1335	スギ, ヒノキ	56				F2-62
155	富士市中之郷	4482-26	134	は	19	山林	0.1236	ヒノキ	56				F2-63
156	富士市中之郷	4482-27				山林	0.0195						F2-63
157	富士市中之郷	4484-21				山林	0.0320						F2-63
158	富士市中之郷	4482-141-026	134	は	57	山林	0.0800	ヒノキ	57				F2-63
159	富士市中之郷	4296-63	134	へ	59	山林	0.0869	広葉樹, スギ, ヒノキ	67				F2-64
160	富士市中之郷	4482-75	134	ほ	53	山林	0.0727	スギ, ヒノキ	69				F2-64

整理番号	配F2	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元							(所在地) 静岡県富士宮市原942番地			
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正							(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
161	富士市中之郷	4467	134	ほ	40	山林	0.0469	ヒノキ	65	林小班の一部	2021. 7. 30	5年 (2027. 3. 31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
162	富士市中之郷	4484-17	134	は	3	山林	0.2161	ヒノキ	57						
163	富士市中之郷	4421-2	134	ろ	72	山林	0.0138	ヒノキ	66						
164	富士市中之郷	4483-13				山林	0.0380								
165	富士市中之郷	4427				山林	0.0224								
166	富士市中之郷	4428				山林	0.0499								
167	富士市中之郷	4446	134	ろ	52	山林	0.0856	広葉樹、スギ、ヒノキ	66						
168	富士市中之郷	4296-16	134	ほ	68	山林	0.0480	スギ、ヒノキ	59	林小班の一部					
169	富士市中之郷	4296-131				山林	0.0034								
170	富士市中之郷	4296-74	134	へ	57	山林	0.0364	ヒノキ	58						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
161	富士市中之郷	4467	134	ほ	40	山林	0.0469	ヒノキ	65	林小班の一部			F2-65
162	富士市中之郷	4484-17	134	は	3	山林	0.2161	ヒノキ	57			F2-65	
163	富士市中之郷	4421-2	134	ろ	72	山林	0.0138	ヒノキ	66			F2-65	
164	富士市中之郷	4483-13				山林	0.0380		F2-65				
165	富士市中之郷	4427				山林	0.0224		F2-65				
166	富士市中之郷	4428				山林	0.0499		F2-65				
167	富士市中之郷	4446	134	ろ	52	山林	0.0856	広葉樹, スギ, ヒノキ	66			F2-65	
168	富士市中之郷	4296-16	134	ほ	68	山林	0.0480	スギ, ヒノキ	59	林小班の一部		F2-66_1	
169	富士市中之郷	4296-131				山林	0.0034		F2-66_1				
170	富士市中之郷	4296-74	134	へ	57	山林	0.0364	ヒノキ	58			F2-68	

整理 番号	配F2	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の初期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢	備考					
171	富士市 中之郷	4296-75				山林	0.0113				2021. 7. 30	5年 (2027. 3. 31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。 	
172	富士市 中之郷	4296-79				山林	0.0337								
173	富士市 中之郷	4471	134	ほ	48	山林	0.1295	ヒキ	60						
174	富士市 中之郷	4482-104	134	ほ	18	山林	0.0400	スギ	64						
175	富士市 中之郷	4482-106				山林	0.0661								
176	富士市 中之郷	4482-107				山林	0.0720								
177	富士市 中之郷	4482-108				山林	0.0776								
178	富士市 岩淵	1853	132	と	31	山林	0.0985	スギ、ヒキ、ヒキ	61	林小班の一部					
179	富士市 岩淵	1854-1	132	と	34	山林	0.0366	スギ	65	林小班の一部					
180	富士市 岩淵	1855	132	と	32-1	山林	0.1223	スギ	65						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考		
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称			
171	富士市中之郷	4296-75				山林	0.0113						F2-68		
172	富士市中之郷	4296-79				山林	0.0337						F2-68		
173	富士市中之郷	4471	134	ほ	48	山林	0.1295	ヒノキ	60				F2-68		
174	富士市中之郷	4482-104	134	ほ	18	山林	0.0400	スギ*	64				F2-68		
175	富士市中之郷	4482-106				山林	0.0661			F2-68					
176	富士市中之郷	4482-107				山林	0.0720			F2-68					
177	富士市中之郷	4482-108				山林	0.0776			F2-68					
178	富士市岩淵	1853	132	と	31	山林	0.0985	スギ*、ヒノキ、ヒノキ	61	林小班の一部			F2-68		
179	富士市岩淵	1854-1				34	山林	0.0366		スギ*		65	林小班の一部		F2-68
180	富士市岩淵	1855				32-1	山林	0.1223		スギ*			65		

整理番号	配F2	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地							
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢						備考
181	富士市岩淵	1855	132	と	32	山林	0.1223	スギ*	65		2021.7.30	5年 (2027.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
182	富士市岩淵	1856				山林	0.0952								
183	富士市岩淵	1860				山林	0.1276								
184	富士市岩淵	1863				山林	0.0945								
185	富士市岩淵	1864				山林	0.1411								
186	富士市岩淵	1865				山林	0.1034								
187	富士市岩淵	1866				山林	0.1200								
188	富士市岩淵	1867				山林	0.1074								
189	富士市岩淵	1870				山林	0.0912								
190	富士市岩淵	1857-1-003	132	と	24	山林	0.2113	スギ*	53						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		
181	富士市 岩淵	1855	132	と	32	山林	0.1223	スギ*	65				F2-68	
182	富士市 岩淵	1856				山林	0.0952							F2-68
183	富士市 岩淵	1860				山林	0.1276							F2-68
184	富士市 岩淵	1863				山林	0.0945							F2-68
185	富士市 岩淵	1864				山林	0.1411							F2-68
186	富士市 岩淵	1865				山林	0.1034							F2-68
187	富士市 岩淵	1866				山林	0.1200							F2-68
188	富士市 岩淵	1867				山林	0.1074							F2-68
189	富士市 岩淵	1870				山林	0.0912							F2-68
190	富士市 岩淵	1857-1-003	132	と	24	山林	0.2113	スギ*	53					F2-68

整理番号	配F2	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)							(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地			
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)							(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢						備考
191	富士市岩淵	1857-3	132	と	27	山林	0.2259	スギ*	60	林小班の一部	2021. 7. 30	5年 (2027. 3. 31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
192	富士市中之郷	4482-69	134	ほ	49	山林	0.1990	広葉樹, スギ*, ヒノキ	63						
193	富士市岩淵	1868	132	と	29	山林	0.0773	ヒノキ	56						
194	富士市岩淵	1857-1-002	132	と	29	山林	0.8000	ヒノキ	56						
195	富士市中之郷	4483-20	134	ろ	51	山林	0.1920	ヒノキ	53						
196	富士市中之郷	4484-3				山林	0.0710								
197	富士市岩淵	1751-1	132	と	41	山林	0.0621	スギ*	56						
198	富士市岩淵	1751-2				田	0.0409	ヒノキ	57						
199	富士市岩淵	1751-3				田	0.1054	広葉樹	58						
200	富士市岩淵	1751-4				畑	0.0442	スギ*	65						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考				
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称					
191	富士市 岩淵	1857-3	132	と	27	山林	0.2259	スギ	60	林小班 の一部			F2-68				
192	富士市 中之郷	4482-69	134	ほ	49	山林	0.1990	広葉樹, スギ, ヒノキ	63				F2-69				
193	富士市 岩淵	1868	132	と	29	山林	0.0773	ヒノキ	56				F2-72				
194	富士市 岩淵	1857-1-002	132	と	29	山林	0.8000	ヒノキ	56				F2-72				
195	富士市 中之郷	4483-20	134	ろ	51	山林	0.1920	ヒノキ	53				F2-74				
196	富士市 中之郷	4484-3				山林	0.0710						F2-74				
197	富士市 岩淵	1751-1	132	と	41	山林	0.0621	スギ	56				F2-75				
198	富士市 岩淵	1751-2				と	36			田			0.0409	ヒノキ	57		F2-75
199	富士市 岩淵	1751-3				と	37			田			0.1054	広葉樹	58		F2-75
200	富士市 岩淵	1751-4				と	43			畑			0.0442	スギ	65		F2-75

整理 番号	配F2	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地							
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林 齢						備考
201	富士市 岩淵	1882-1	132	と	39	山林	0.3750	ヒ/キ	43		2021. 7. 30	5年 (2027. 3. 31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
202	富士市 岩淵	1884-1	132	と	38	山林	0.2928	ヒ/キ	40						
203	富士市 岩淵	1884-2				畑	0.0631								
204	富士市 岩淵	1886				山林	0.0654								
205	富士市 中之郷	4482-63	134	ほ	5	山林	0.4234	広葉樹	63						
206	富士市 中之郷	4264-1	134	へ	55	畑	0.2516	キ	45						
207	富士市 中之郷	4296-70	134	へ	58	山林	0.0519	ヒ/キ	41						
208	富士市 中之郷	4482-83	134	ほ	25	山林	0.0691	ヒ/キ	62						
209	富士市 中之郷	4482-169				山林	0.0225								
210	富士市 中之郷	4482-171				山林	0.0450								

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
201	富士市 岩淵	1882-1	132	と	39	山林	0.3750	ヒノキ	43				F2-75
202	富士市 岩淵	1884-1	132	と	38	山林	0.2928	ヒノキ	40				F2-75
203	富士市 岩淵	1884-2				畑	0.0631						F2-75
204	富士市 岩淵	1886				山林	0.0654						F2-75
205	富士市 中之郷	4482-63	134	ほ	5	山林	0.4234	広葉樹	63				F2-76
206	富士市 中之郷	4264-1	134	へ	55	畑	0.2516	アキ	45				F2-77
207	富士市 中之郷	4296-70	134	へ	58	山林	0.0519	ヒノキ	41				F2-77
208	富士市 中之郷	4482-83	134	ほ	25	山林	0.0691	ヒノキ	62				F2-77
209	富士市 中之郷	4482-169				山林	0.0225						F2-77
210	富士市 中之郷	4482-171				山林	0.0450						F2-77

整理 番号	配F2	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地							
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林 齢						備考
211	富士市 中之郷	4296-49	134	ほ	77	山林	0.0320	ヒ/キ	68		2021. 7. 30	5 年 (2027. 3. 31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
212	富士市 中之郷	4296-50				山林	0.0369								
213	富士市 中之郷	4296-51				山林	0.0042								
214	富士市 中之郷	4296-91				山林	0.0112								
215	富士市 中之郷	4261-2	134	ほ	87	畑	0.1065	ヒ/キ	62						
216	富士市 中之郷	4263-1				畑	0.0116								
217	富士市 岩淵	1887	132	と	47	山林	0.6145	ヒ/キ	56						
218	富士市 中之郷	4296-38	134	ほ	79	山林	0.0492	広葉樹	61						
219	富士市 中之郷	4482-47	134	は	47	山林	0.0856	ヒ/キ	46						
220	富士市 中之郷	4482-57	134	は	46	山林	0.0601	ヒ/キ	46						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		
211	富士市中之郷	4296-49	134	ほ	77	山林	0.0320	ヒノキ	68				F2-78	
212	富士市中之郷	4296-50				山林	0.0369							F2-78
213	富士市中之郷	4296-51				山林	0.0042							F2-78
214	富士市中之郷	4296-91				山林	0.0112							F2-78
215	富士市中之郷	4261-2	134	ほ	87	畑	0.1065	ヒノキ	62					F2-79
216	富士市中之郷	4263-1				畑	0.0116							F2-79
217	富士市岩淵	1887	132	と	47	山林	0.6145	ヒノキ	56					F2-80
218	富士市中之郷	4296-38	134	ほ	79	山林	0.0492	広葉樹	61					F2-81
219	富士市中之郷	4482-47	134	は	47	山林	0.0856	ヒノキ	46					F2-82
220	富士市中之郷	4482-57	134	は	46	山林	0.0601	ヒノキ	46					F2-82

整理 番号	配F2	経営管理実施権の設定を受ける者		(名称)							(所在地)				
		(丙)	(乙)	株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元							静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村		(名称)							(住所又は所在地)				
		富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地											
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										経営管理実 施権の初期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	
番号	所在	地番	林班	準 林 班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林 齢						備考
221	富士市 中之郷	4484-33	134	は	37	山林	0.2621	ヒ/キ	60		2021. 7. 30	5年 (2027. 3. 31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
222	富士市 中之郷	4484-8	134	は	15	山林	0.2404	ヒ/キ	62						
223			134	は	13			ヒ/キ	62						
224	富士市 中之郷	4482-52	134	は	52	山林	0.2509	ヒ/キ	46						
225	富士市 中之郷	4484-11	134	は	11	山林	0.3170	スギ、ヒ/キ	63						
226	富士市 中之郷	4482-141-001006	134	は	61	山林	0.0600	スギ、ヒ/キ	55	林小班の一部					
227	富士市 中之郷	4482-141-001007	134	は	60	山林	0.0600	スギ、ヒ/キ	55	林小班の一部					
228	富士市 中之郷	4482-141-001008	134	は	63	山林	0.0600	スギ、ヒ/キ	55	林小班の一部					
229	富士市 中之郷	4482-141-001009				山林	0.1500								
230	富士市 中之郷	4484-48-002	134	は	53	山林	0.2000	スギ、ヒ/キ	57						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											(A) の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
221	富士市中之郷	4484-33	134	は	37	山林	0.2621	ヒノキ	60		[Redacted]		F2-82
222	富士市中之郷	4484-8	134	は	15	山林	0.2404	ヒノキ	62				F2-82
223			134	は	13			ヒノキ	62				F2-82
224	富士市中之郷	4482-52	134	は	52	山林	0.2509	ヒノキ	46				F2-83
225	富士市中之郷	4484-11	134	は	11	山林	0.3170	スギ、ヒノキ	63				F2-83
226	富士市中之郷	4482-141-001006	134	は	61	山林	0.0600	スギ、ヒノキ	55	林小班の一部			F2-83
227	富士市中之郷	4482-141-001007	134	は	60	山林	0.0600	スギ、ヒノキ	55	林小班の一部			F2-83
228	富士市中之郷	4482-141-001008	134	は	63	山林	0.0600	スギ、ヒノキ	55	林小班の一部			F2-83
229	富士市中之郷	4482-141-001009				山林	0.1500						F2-83
230	富士市中之郷	4484-48-002	134	は	53	山林	0.2000	スギ、ヒノキ	57				F2-83

整理 番号	配F2	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)		(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地					
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)		(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地					
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢						備考
231	富士市 中之郷	4484-48- 003	134	は	54	山林	0.1000	スギ, ヒノキ	57		2021. 7. 30	5 年 (2027. 3. 31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D) の額の算定方法</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
232	富士市 中之郷	4484-48- 004							山林	0.1000					
233	富士市 中之郷	4482-97	134	ほ	64	山林	0.0429	ヒノキ	60						
234	富士市 中之郷	4482-98				山林	0.0007								
235	富士市 中之郷	4296-72	134	へ	58	山林	0.0459	ヒノキ	41						
236	富士市 中之郷	4482-84	134	ほ	24	山林	0.0663	ヒノキ	68						
237	富士市 中之郷	4482-146				山林	0.0178								
238	富士市 中之郷	4482-148				山林	0.0158								
239	富士市 中之郷	4296-13	134	ほ	69	山林	0.0647	スギ, ヒノキ	59						
240	富士市 中之郷	4297	134	ほ	65	山林	0.4343	スギ, ヒノキ	71						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		備考
231	富士市中之郷	4484-48-003	134	は	54	山林	0.1000	スギ、ヒノキ	57				F2-83	
232	富士市中之郷	4484-48-004				山林	0.1000							F2-83
233	富士市中之郷	4482-97	134	ほ	64	山林	0.0429	ヒノキ	60					F2-87
234	富士市中之郷	4482-98				山林	0.0007							F2-87
235	富士市中之郷	4296-72	134	へ	58	山林	0.0459	ヒノキ	41					F2-88
236	富士市中之郷	4482-84	134	ほ	24	山林	0.0663	ヒノキ	68					F2-88
237	富士市中之郷	4482-146				山林	0.0178							F2-88
238	富士市中之郷	4482-148				山林	0.0158							F2-88
239	富士市中之郷	4296-13	134	ほ	69	山林	0.0647	スギ、ヒノキ	59					F2-89
240	富士市中之郷	4297	134	ほ	65	山林	0.4343	スギ、ヒノキ	71					F2-90

整理番号	配F2	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)						(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)						(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢						備考
241	富士市中之郷	4297	134	ほ	81	山林	0.4343	スギ,ヒノキ	71		2021.7.30	5年 (2027.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
242	富士市中之郷	4298				山林	0.0076								
243	富士市中之郷	4482-5	134	ほ	42	山林	0.1646	スギ,ヒノキ	56						
244	富士市中之郷	4482-114	134	ほ	12	山林	0.0917	ヒノキ	54						
245	富士市中之郷	4466	134	ほ	45	山林	0.0409	広葉樹,スギ,ヒノキ	64						
246	富士市中之郷	4482-10				山林	0.0198								
247	富士市中之郷	4296-8	134	ほ	71	山林	0.0909	ヒノキ	59						
248	富士市中之郷	4263-2	134	ほ	90	畑	0.1294	広葉樹,スギ,ヒノキ	62						
249	富士市中之郷	4296-29	134	ほ	80	山林	0.0469	スギ,ヒノキ	59						
250	富士市中之郷	4296-80	134	へ	57	山林	0.0160	スギ,ヒノキ	59						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		
241	富士市中之郷	4297	134	ほ	81	山林	0.4343	スギ、ヒノキ	71				F2-90	
242	富士市中之郷	4298				山林	0.0076							F2-90
243	富士市中之郷	4482-5	134	ほ	42	山林	0.1646	スギ、ヒノキ	56					F2-92
244	富士市中之郷	4482-114	134	ほ	12	山林	0.0917	ヒノキ	54					F2-94
245	富士市中之郷	4466	134	ほ	45	山林	0.0409	広葉樹、 スギ、ヒノキ	64					F2-96
246	富士市中之郷	4482-10				山林	0.0198							F2-96
247	富士市中之郷	4296-8	134	ほ	71	山林	0.0909	ヒノキ	59					F2-98
248	富士市中之郷	4263-2	134	ほ	90	畑	0.1294	広葉樹、 スギ、ヒノキ	62					F2-100
249	富士市中之郷	4296-29	134	ほ	80	山林	0.0469	スギ、ヒノキ	59					F2-100
250	富士市中之郷	4296-80	134	へ	57	山林	0.0160	スギ、ヒノキ	59					F2-100

整理番号	配F2	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地							
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢						備考
251	富士市中之郷	4296-81				山林	0.0095				2021.7.30	5年 (2027.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
252	富士市中之郷	4296-82				山林	0.0049								
253	富士市中之郷	4296-115				山林	0.0080								
254	富士市中之郷	4482-101	134	ほ	19	山林	0.0776	ヒ/キ	57						
255	富士市中之郷	4296-6	134	ほ	72	山林	0.0587	ヒ/キ	59						
256	富士市中之郷	4482-70	134	ほ	50	山林	0.1381	キ	67						
257	富士市中之郷	4482-11	134	は	22	山林	0.2247	ヒ/キ	65						
258	富士市中之郷	4484-20	134	は	16	山林	0.0112	ヒ/キ	56						
259	富士市中之郷	4482-53	134	は	51	山林	0.0380	ヒ/キ	46						
260	富士市中之郷	4465	134	ほ	45	山林	0.2218	広葉樹	67						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
251	富士市中之郷	4296-81				山林	0.0095						F2-100
252	富士市中之郷	4296-82				山林	0.0049					F2-100	
253	富士市中之郷	4296-115				山林	0.0080					F2-100	
254	富士市中之郷	4482-101	134	ほ	19	山林	0.0776	ヒノキ	57			F2-100	
255	富士市中之郷	4296-6	134	ほ	72	山林	0.0587	ヒノキ	59			F2-101	
256	富士市中之郷	4482-70	134	ほ	50	山林	0.1381	スギ	67			F2-101	
257	富士市中之郷	4482-11	134	は	22	山林	0.2247	ヒノキ	65			F2-102	
258	富士市中之郷	4484-20	134	は	16	山林	0.0112	ヒノキ	56			F2-102	
259	富士市中之郷	4482-53	134	は	51	山林	0.0380	ヒノキ	46			F2-102	
260	富士市中之郷	4465	134	ほ	45	山林	0.2218	広葉樹	67			F2-103	

整理番号	配F2	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地							
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢						備考
261	富士市中之郷	4482-109	134	ほ	16	山林	0.1487	スギ,ヒノキ	65		2021.7.30	5年 (2027.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
262	富士市中之郷	4482-130	134	ほ	14	山林	0.3200	スギ,ヒノキ	65						
263	富士市中之郷	4482-133	134	ほ	13	山林	0.0446	スギ,ヒノキ	65						
264	富士市中之郷	4482-141-001024	134	は	79	山林	0.1000	スギ,ヒノキ	57	林小班の一部					
265	富士市中之郷	4463	134	ほ	44	山林	0.0509	スギ,ヒノキ	65						
266	富士市中之郷	4482-54	134	は	50	山林	0.1107	ヒノキ	45						
267	富士市中之郷	4482-73	134	ほ	52	山林	0.1256	広葉樹,スギ,ヒノキ	63						
268	富士市中之郷	4484-9	134	は	14	山林	0.1504	スギ,ヒノキ	62						
269	富士市中之郷	4484-12	134	は	8	山林	0.1619	スギ,ヒノキ	62						
270	富士市中之郷	4264-2	134	へ	52	畑	0.1341	広葉樹,スギ,ヒノキ	62						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
261	富士市中之郷	4482-109	134	ほ	16	山林	0.1487	スギ、ヒノキ	65				F2-103
262	富士市中之郷	4482-130	134	ほ	14	山林	0.3200	スギ、ヒノキ	65				F2-103
263	富士市中之郷	4482-133	134	ほ	13	山林	0.0446	スギ、ヒノキ	65				F2-103
264	富士市中之郷	4482-141-001024	134	は	79	山林	0.1000	スギ、ヒノキ	57	林小班の一部			F2-103
265	富士市中之郷	4463	134	ほ	44	山林	0.0509	スギ、ヒノキ	65				F2-104
266	富士市中之郷	4482-54	134	は	50	山林	0.1107	ヒノキ	45				F2-106
267	富士市中之郷	4482-73	134	ほ	52	山林	0.1256	広葉樹、スギ、ヒノキ	63				F2-106
268	富士市中之郷	4484-9	134	は	14	山林	0.1504	スギ、ヒノキ	62				F2-106
269	富士市中之郷	4484-12	134	は	8	山林	0.1619	スギ、ヒノキ	62				F2-106
270	富士市中之郷	4264-2	134	へ	52	畑	0.1341	広葉樹、スギ、ヒノキ	62				F2-107

整理番号	配F2	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)							(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地			
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)							(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢						備考
271	富士市中之郷	4294-2	134	へ	56	山林	0.1637	広葉樹, スギ, ヒノキ	62		2021. 7. 30	5年 (2027. 3. 31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
272	富士市中之郷	4294-3				山林	0.1258								
273	富士市中之郷	4296-39	134	ほ	79	山林	0.0485	ヒノキ	61						
274	富士市中之郷	4302	134	ほ	60	山林	0.1285	ヒノキ	68						
275	富士市中之郷	4303-1	134	ほ	59	山林	0.3570	ヒノキ	68						
276	富士市中之郷	4303-3				山林	0.0631								
277	富士市中之郷	4304				山林	0.0485								
278	富士市中之郷	4482-24	134	は	17	山林	0.1276	ヒノキ	56						
279	富士市中之郷	4482-110	134	ほ	18	山林	0.0333	スギ, ヒノキ	56						
280	富士市中之郷	4482-186				山林	0.0457								

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
271	富士市中之郷	4294-2	134	へ	56	山林	0.1637	広葉樹, スギ, ヒノキ	62				F2-107
272	富士市中之郷	4294-3				山林	0.1258						F2-107
273	富士市中之郷	4296-39	134	ほ	79	山林	0.0485	ヒノキ	61				F2-107
274	富士市中之郷	4302	134	ほ	60	山林	0.1285	ヒノキ	68				F2-107
275	富士市中之郷	4303-1	134	ほ	59	山林	0.3570	ヒノキ	68				F2-107
276	富士市中之郷	4303-3				山林	0.0631						F2-107
277	富士市中之郷	4304				山林	0.0485						F2-107
278	富士市中之郷	4482-24	134	は	17	山林	0.1276	ヒノキ	56				F2-107
279	富士市中之郷	4482-110	134	ほ	18	山林	0.0333	スギ, ヒノキ	56				F2-107
280	富士市中之郷	4482-186				山林	0.0457						F2-107

整理番号	配F2	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地							
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢						備考
281	富士市中之郷	4482-141-002002	134	は	73	山林	0.0369	スギ, ヒノキ	62		2021. 7. 30	5年 (2027. 3. 31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
282	富士市中之郷	4482-141-002003	134	は	72	山林	0.0366	スギ, ヒノキ	62						
283	富士市中之郷	4482-141-002004				山林	0.0469								
284	富士市中之郷	4294-1-1	134	へ	56	山林	0.5728	広葉樹, 竹, スギ, ヒノキ	62						
285	富士市中之郷	4294-1-2				山林	0.2889								
286	富士市中之郷	4295	134	へ	60	山林	0.3041	ヒノキ	67						
287	富士市中之郷	4296-55				山林	0.0102								
288	富士市中之郷	4296-67	134	へ	58	山林	0.0393	広葉樹, スギ, ヒノキ	41						
289	富士市中之郷	4296-71				山林	0.0343								
290	富士市中之郷	4482-88	134	ほ	23	山林	0.0768	ヒノキ	65						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
281	富士市中之郷	4482-141-002002	134	は	73	山林	0.0369	スギ, ヒノキ	62				F2-107
282	富士市中之郷	4482-141-002003	134	は	72	山林	0.0366	スギ, ヒノキ	62				F2-107
283	富士市中之郷	4482-141-002004				山林	0.0469						F2-107
284	富士市中之郷	4294-1-1	134	へ	56	山林	0.5728	広葉樹, 竹, スギ, ヒノキ	62				F2-108_1
285	富士市中之郷	4294-1-2				山林	0.2889						F2-108_1
286	富士市中之郷	4295	134	へ	60	山林	0.3041	ヒノキ	67				F2-109
287	富士市中之郷	4296-55				山林	0.0102						F2-109
288	富士市中之郷	4296-67	134	へ	58	山林	0.0393	広葉樹, スギ, ヒノキ	41				F2-109
289	富士市中之郷	4296-71				山林	0.0343						F2-109
290	富士市中之郷	4482-88	134	ほ	23	山林	0.0768	ヒノキ	65				F2-109

整理 番号	配F2	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地							
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林 齢						備考
291	富士市中之郷	4482-89				山林	0.0636				2021. 7. 30	5年 (2027. 3. 31)	<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。</p>
292	富士市中之郷	4482-158				山林	0.0242								
293	富士市中之郷	4482-160				山林	0.0013								
294	富士市中之郷	4482-162				山林	0.0260								
295	富士市中之郷	4296-34	134	ほ	80	山林	0.0323	スギ, ヒノキ	59						
296	富士市中之郷	4482-113	134	ほ	20	山林	0.0822	ヒノキ	64						
297	富士市中之郷	4482-192				山林	0.0234								
298	富士市中之郷	4296-27	134	ほ	80	山林	0.0505	スギ, ヒノキ	59						
299	富士市中之郷	4222-1	134	へ	27	山林	0.0704	広葉樹	58						
300	富士市中之郷	4260-2	134	ほ	86	畑	0.0373	広葉樹, スギ, ヒノキ	59						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
291	富士市中之郷	4482-89				山林	0.0636						F2-109
292	富士市中之郷	4482-158				山林	0.0242					F2-109	
293	富士市中之郷	4482-160				山林	0.0013					F2-109	
294	富士市中之郷	4482-162				山林	0.0260					F2-109	
295	富士市中之郷	4296-34	134	ほ	80	山林	0.0323	スギ、ヒノキ	59			F2-110	
296	富士市中之郷	4482-113	134	ほ	20	山林	0.0822	ヒノキ	64			F2-110	
297	富士市中之郷	4482-192				山林	0.0234					F2-110	
298	富士市中之郷	4296-27	134	ほ	80	山林	0.0505	スギ、ヒノキ	59			F2-111	
299	富士市中之郷	4222-1	134	へ	27	山林	0.0704	広葉樹	58			F2-111	
300	富士市中之郷	4260-2	134	ほ	86	畑	0.0373	広葉樹、スギ、ヒノキ	59			F2-113	

整理 番号	配F2	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)				(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元				(所在地) 静岡県富士宮市原942番地					
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)				(名称) 富士市長 小長井 義正				(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地					
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢						備考
301	富士市 中之郷	4261-1	134	ほ	87	山林	0.3699	広葉樹, スギ, ヒノキ	59		2021. 7. 30	5 年 (2027. 3. 31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
302	富士市 中之郷	4296-15	134	ほ	67	山林	0.0656	ヒノキ	59						
303	富士市 中之郷	4296-129				山林	0.0030								
304	富士市 中之郷	4296-61	134	へ	59	山林	0.0409	ヒノキ	67						
305	富士市 中之郷	4482-78	134	ほ	57	山林	0.1689	スギ, ヒノキ	62						
306	富士市 中之郷	4482-19	134	は	42	山林	0.1864	ヒノキ	56						
307	富士市 中之郷	4482-20	134	は	41	山林	0.2730	ヒノキ	56						
308	富士市 中之郷	4482-38	134	ほ	33	山林	0.0132	ヒノキ	41						
309	富士市 中之郷	4482-39	134	は	43	山林	0.0333	ヒノキ	59						
310	富士市 中之郷	4482-40	134	ほ	35	山林	0.0079	ヒノキ	59						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考		
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称			
301	富士市中之郷	4261-1	134	ほ	87	山林	0.3699	広葉樹, スギ, ヒノキ	59				F2-113		
302	富士市中之郷	4296-15	134	ほ	67	山林	0.0656	ヒノキ	59				F2-113		
303	富士市中之郷	4296-129				山林	0.0030								F2-113
304	富士市中之郷	4296-61	134	へ	59	山林	0.0409	ヒノキ	67				F2-113		
305	富士市中之郷	4482-78	134	ほ	57	山林	0.1689	スギ, ヒノキ	62				F2-113		
306	富士市中之郷	4482-19	134	は	42	山林	0.1864	ヒノキ	56				F2-114		
307	富士市中之郷	4482-20				山林	0.2730	ヒノキ	56						F2-114
308	富士市中之郷	4482-38				ほ	33	山林	0.0132	ヒノキ	41				F2-114
309	富士市中之郷	4482-39				は	43	山林	0.0333	ヒノキ	59				F2-114
310	富士市中之郷	4482-40				ほ	35	山林	0.0079	ヒノキ	59				F2-114

整理 番号	配F2	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)				(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元					(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)				(名称) 富士市長 小長井 義正					(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の初期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法
番号	所在	地番	林班	準 林 班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢	備考					
311	富士市 中之郷	4482-41	134	ほ	36	山林	0.1742	ヒ/キ	59		2021. 7. 30	5年 (2027. 3. 31)			
312	富士市 中之郷	4482-42				山林	0.0390								
313	富士市 中之郷	4482-72	134	ほ	51	山林	0.1818	ヒ/キ	47						
													<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。</p>

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		
311	富士市中之郷	4482-41	134	ほ	36	山林	0.1742	ヒノキ	59				F2-114	
312	富士市中之郷	4482-42				山林	0.0390							F2-114
313	富士市中之郷	4482-72	134	ほ	51	山林	0.1818	ヒノキ	47					F2-114

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者（丙）	所在地	静岡県富士宮市原942番地	株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元	印
---------------	-----	---------------	-----------------------	---

権利を設定をする市町村（乙）	所在地	静岡県富士市永田町1丁目100番地	富士市長 小長井 義正	印
----------------	-----	-------------------	-------------	---

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- (3) 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- (4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定めた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付することともに備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5) 当該経営管理実施権配分計画（写）に丙が乙に提出した企画提案書の全て又はその一部を添付して丙から甲に送付すること。

2 共通事項

経営管理実施権配分計画に定めた経営管理実施権及び経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるものとする。

(1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより木材の生産及び木材の販売（以下「木材生産等」という。）を実施し、木材の販売による収入（以下「販売収入」という。）を収受するとともに、販売収入と補助金から木材生産等に要する経費を控除した収益をもとに、甲に還元するものとする。

(2) 森林施業による測量の実施

- ① 丙は、経営管理実施権配分計画に定めた当該森林の施業範囲毎に測量を実施するものとする。
- ② 丙は、測量を実施した成果を現地で把握できるように測量杭を打設し、位置情報（座標等）を把握することで、森林施業の範囲の明確化に努めるものとする。
- ③ 丙は、甲の所有する当該森林と隣接する森林所有者との合意形成の必要性が新たに生じた場合は、境界を把握するための調査など必要な措置を講じるものとする。

(3) 丙の義務

丙は、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、甲から丙に対して義務の履行を求められるとともに、甲に対して善管注意義務を負うものとする。また、丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告をしなければならない。

(4) 乙の義務

乙は、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、丙に対して監督責任を負うものとする。また、乙は、丙から当該森林の経営管理の状況等についての報告を受けた際には、経営管理が適正に履行されているかの確認をしなければならない。その結果、経営管理に改善の余地がある場合には、乙は、丙に対して、経営管理の改善指導を行うものとする。

(5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木竹の権利は、甲に帰属する。

(6) 経営管理実施権の設定

経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が設定される。また、公告した経営管理実施権配分計画の写しについて、甲に送付するものとする。なお、丙に設定された経営管理実施権は、公告した後に、当該森林の所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力が持続されるものとする。

(7) 経営管理実施権の設定等の条件

- ① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合には、予め、丙に通知するものとし、経営管理権集積計画を取り消した場合は、経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。
- ② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち、丙に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせていたことが判明した場合
 - イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合
 - ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合
 - エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合
 - オ 正当な理由がなくて（3）の報告をしない場合
- ③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めた場合は、気象災等により被害が生じて、(10)により復旧を行う場合を除いて、経営管理実施権配分計画から当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得なければならない。
- ⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めた経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。
- ⑥ 丙は、経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。
- ⑦ 丙の権利義務の全部を継承した者は、経営管理実施権についても継承するものとし、丙又は当該権利義務の全てを継承した者は、予め、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について、甲への還元額（D）が生じた場合、丙が甲に対して、還元額の明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、（１）、（２）、（１０）、（１４）に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、（１）、（２）、（１０）、（１４）に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から立木の除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が立木の除去等を行うことを認めることができる。

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が森林保険の給付額の範囲内で復旧を行うこととする。
- ② 丙は、甲を被保険者として、当該森林についての森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は丙が行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金が受給される場合、甲は当該保険金の請求及び受領を丙に委任するものとし、丙が復旧する用に供するために、当該保険金を復旧費用として適用することとする。

(11) 災害等による経営及び管理の取り扱い

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になってしまった場合、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わないものとする。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時における清算の方法

経営管理実施権の存続期間が満了した場合において、甲と丙との間に新たな金銭の受渡しは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 森林利用の制約

- ① 丙は、森林施業に支障が生じない範囲内であれば、甲が森林を利用することを認めるものとする。
- ② 丙は、森林保全の観点から、第三者が当該森林に立ち入り、当該森林を無断に使用することが懸念される場合は、進入禁止の立て看板の設置等の必要な措置を講じるものとする。

(15) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、乙、丙が協議して定めるものとする。